

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、みさき薬局（以下「当薬局」という。）が行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当薬局の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って居宅療養管理指導等を提供するよう努める。

2 居宅療養管理指導等の実施に当たっては、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上を図るものとする。

3 当薬局は、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 みさき薬局

（2）所在地 埼玉県三郷市采女 1-155-3

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 居宅療養管理指導等に従事する従業者は、薬剤師及び必要に応じて事務職員とする。

2 薬剤師は、医師又は歯科医師の処方箋及び指示に基づき、薬学的管理、服薬指導、服薬支援、薬剤の保管・管理に関する助言、残薬確認等を行う。

3 管理者は、常勤の薬剤師1名をもって充てる。

（営業日及び営業時間）

第5条 当薬局の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日まで

（2）営業時間 月・火・木・金 9時から18時まで

水 9時から17時まで

土 9時から14時30分まで

2 ただし、国民の祝日、年末年始、その他当薬局が定める日を除く。

3 必要に応じ、24時間の連絡体制を確保する。

（居宅療養管理指導等の種類）

第6条 当薬局が提供するサービスの種類は、薬剤師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とする。

（居宅療養管理指導等の内容）

第7条 居宅療養管理指導等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、薬剤の使用状況、服薬状況、薬剤保管状況、残薬の有無等を確認する。
- (2) 薬剤の適正使用、服薬方法、副作用の確認、重複投与や相互作用の防止、服薬支援等に関する指導及び助言を行う。
- (3) 必要に応じて、居宅介護支援事業者、主治の医師、歯科医師等へ情報提供を行う。
- (4) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を文書等により説明する。
- (5) 提供した内容について記録を作成し、保存する。

(利用料等)

第 8 条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 通常の実施地域を超えて行う居宅療養管理指導等に要した交通費は、実費を徴収することができる。

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明し、同意を得るものとする。

(通常の実施地域)

第 9 条 通常の実施地域は、三郷市の区域とする。

2 その他の地域については、個別に相談に応じる。

(苦情処理)

第 10 条 当薬局は、居宅療養管理指導等に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する。

2 苦情の内容及び対応結果は記録し、必要な措置を講ずる。

(事故処理)

第 11 条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。

2 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(秘密保持)

第 12 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2 従業者であった者についても、退職後においても同様に秘密保持義務を負う。

3 サービス担当者会議等で個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(研修及び資質向上)

第 13 条 当薬局は、従業者の資質向上を図るため、採用時研修及び定期研修を実施する。

2 業務体制の整備及び必要な研修機会の確保に努める。

(その他)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、当薬局の管理者が定める。

附則 この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。